

公益財団法人筑紫野市文化振興財団 筑紫野市文化会館

ソーシャルメディアサービスページ運用指針

令和2年7月1日制定

1 目的

この指針は、(公財)筑紫野市文化振興財団(以下「当財団」という。)が実施するイベント等の各種情報を発信し、市民の文化芸術に触れる機会の増加を図るためにソーシャルメディアサービスページ(以下「当ページ」という。)について、その運用にあたり必要な事項を定めることを目的とする。

2 ソーシャルメディアの定義

ブログ、ツイッター、フェイスブック、インスタグラム、ホームページ等に代表される、インターネットを利用してユーザーが情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりする情報の伝達手段とする。

3 当ページ(アカウント)の名称

当ページにおいて、当財団が使用する名称は、「筑紫野市文化会館」とする。

4 掲載する情報

当財団は、次に掲げる情報を掲載するものとする。

- (1)当財団及び関連団体等が実施するイベント・募集情報
- (2)利用促進に繋がる情報
- (3)利用に関する手続き等の案内
- (4)その他管理者が必要と認める情報

5 禁止事項

次に該当し、又はその恐れがある内容のコメント等の掲載を禁止する。また、当財団は、当該コメント等を断りなく削除し、書き込んだ者又はその恐れのある者をブロックし、及びソーシャルメディアサービス運用会社へ通報することができる。

- (1)他者を誹謗中傷する内容
- (2)他者になりすまして書き込まれた内容
- (3)虚偽の内容
- (4)他者の著作権、肖像権その他の権利を侵害し、又は個人のプライバシーを侵害する内容
- (5)法令等に違反する内容
- (6)公序良俗に反する内容
- (7)(公財)筑紫野市文化振興財団 筑紫野市文化会館ソーシャルメディアサービス運用指針に反する内容
- (8)その他管理者が不適切と認める内容

6 コメント等に対する返信及び回答

当ページへのコメント等に対し、当財団は、原則として返信及び回答等を行わない。ただし、筑紫野市文化会館利用に関する軽微な問い合わせ等についてはその限りではない。

7 個人情報

当ページの個人情報の収集・利用・管理については、当財団個人情報保護規程の規定に基づき適切に取り扱う。

8 著作権

掲載された情報の著作権その他の全ての権利は、当財団又は原作者に帰属する。著作権法で認められた範囲内での利用を除き、無断で複製又は転用することを禁じる。

9 免責事項

当財団は、掲載する情報の正確性について万全を期すが、それを保証するものではない。また、当財団が掲載した情報又は利用者が書き込んだコメントによって損害が生じても、当財団は一切の責任を負わない。

10 管理者

管理者は、筑紫野市文化会館館長とする。

11 その他

この指針は、予告なく改正することができる。また、この指針に定めるもののほか、(公財)筑紫野市文化振興財団 筑紫野市文化会館ソーシャルメディアサービスページの運用に関して必要な事項は、管理者が定めるものとする。